

人 事 課
人材育成推進担当

議案第66号及び第68～70号

港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定等について

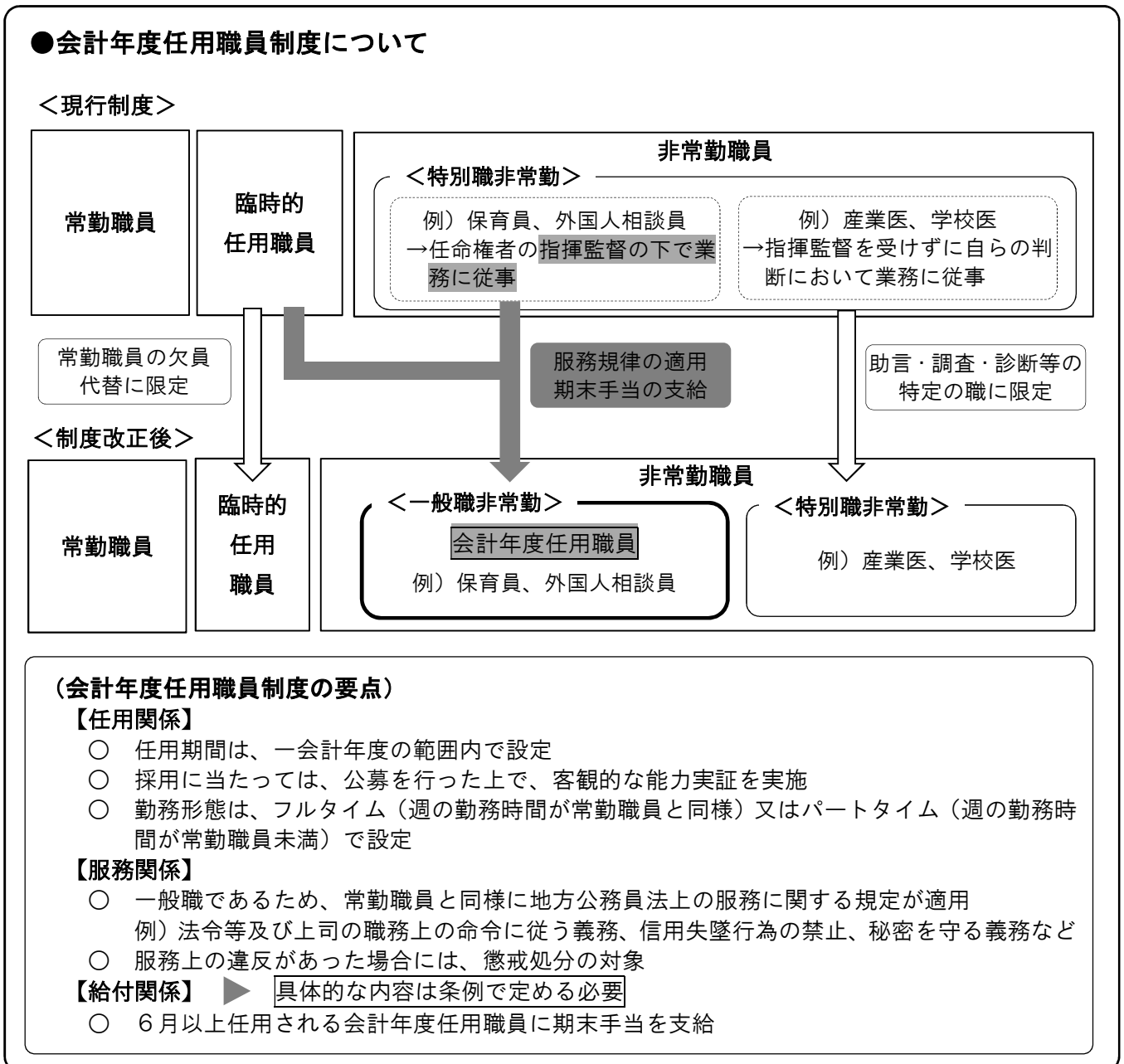
- | | | |
|----|---|-----|
| 第1 | 港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について | 1・2 |
| 第2 | 成年被後見人等に係る欠格条項の削除に伴う港区職員の給与に関する条例等の改正について | 3 |
| 別紙 | 会計年度任用職員制度の創設等に伴う条例改正について | |

第1 港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

1 背景・経緯

地方公務員の非常勤職員について、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度を明確化し、守秘義務などの服務規律を課すため、地方公務員法が改正されました。また、国家公務員の非常勤職員における取扱いや民間の非正規雇用労働者の処遇改善に向けた動向等を踏まえ、地方公務員の一般職の非常勤職員に対して期末手当を支給可能とするため、地方自治法が改正されました。

このような法改正により、令和2年4月1日から一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員制度」が創設されます。このことに伴い、会計年度任用職員に支給する給与及び費用弁償について規定するため、新たに条例を制定します。



2 条例の概要

(1) フルタイム会計年度任用職員に対する給料等

フルタイム会計年度任用職員には、以下の給料等を支給します。

| | |
|--------|------------------------------|
| 給料 | 原則、常勤職員の各給料表の1級の月額の中で決定して支給 |
| 地域手当 | 給料の20%の額を支給 |
| 通勤手当 | 通勤に運賃等を要する場合に支給 |
| 特殊勤務手当 | 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務をした場合に支給 |
| 超過勤務手当 | 正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給 |
| 休日給 | 休日に勤務した場合に支給 |
| 夜勤手当 | 正規の勤務時間として深夜に勤務した場合に支給 |
| 期末手当 | 基準日に在職する職員等に対して、年間で計2.6月分を支給 |

(2) パートタイム会計年度任用職員に対する報酬等

パートタイム会計年度任用職員には、以下の報酬等を支給します。

| | |
|---------------|------------------------------|
| 報酬 | 原則、常勤職員の各給料表の1級の月額の中で決定して支給 |
| 地域手当に相当する報酬 | 報酬の20%の額を支給 |
| 特殊勤務手当に相当する報酬 | 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務をした場合に支給 |
| 超過勤務手当に相当する報酬 | 正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給 |
| 休日給に相当する報酬 | 休日に勤務した場合に支給 |
| 夜勤手当に相当する報酬 | 正規の勤務時間として深夜に勤務した場合に支給 |
| 期末手当 | 基準日に在職する職員等に対して、年間で計2.6月分を支給 |
| 費用弁償 | 通勤及び出張に係る費用を弁償 |

3 施行期日

令和2年4月1日

4 その他の規程整備 ※詳細は別紙参照

会計年度任用職員制度の創設等に当たり、以下のとおり関係条例を改正します。

- ・港区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- ・公益的法人等への港区職員の派遣等に関する条例
- ・外国の地方公共団体の機関等に派遣される港区職員の処遇等に関する条例
- ・港区職員の分限に関する条例
- ・港区職員の懲戒に関する条例
- ・港区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
- ・港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- ・港区職員の配偶者同行休業に関する条例
- ・港区職員の育児休業等に関する条例
- ・港区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例
- ・港区職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例
- ・港区職員の給与に関する条例
- ・港区職員の退職手当に関する条例

第2 成年被後見人等に係る欠格条項の削除に伴う港区職員の給与に関する条例等の改正について

1 背景・経緯

平成28年5月13日に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第11条において、「成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行う」とされました。

地方公務員の場合、現在は成年被後見人又は被保佐人（以下「成年被後見人等」といいます。）である場合、能力の有無に関わらず、地方公務員法第16条（欠格条項）の規定により、職員としての受験及び採用の余地がありません。また、職員である者が成年被後見人等となったときは、何ら処分を要せずに職を失うこととされています。

成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年6月14日公布）が整備され、成年被後見人等に係る欠格条項を削除する改正地方公務員法が令和元年12月14日から施行されます。

【参考】地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1 成年被後見人又は被保佐人
（第2号から第5号まで省略）

2 条例改正の概要

地方公務員法第16条第1項第1号の規定（成年被後見人等に係る欠格条項の規定）を引用している以下の条例を改正します。

| 改正条例 | 改正内容 |
|-----------------|--|
| 港区職員の給与に関する条例 | 期末手当及び勤勉手当の支給基準日前の1か月以内に、成年被後見人等に該当し、失職をした場合であっても当該手当を支給することを定めている規定について、成年被後見人等に係る規定を削除します。 |
| 港区職員の退職手当に関する条例 | 退職手当の全部又は一部支給制限の対象事由（懲戒免職等）を定めている規定について、成年被後見人等に係る規定を削除します。 |
| 港区職員の旅費に関する条例 | 旅費を支給しない場合の事由（禁錮以上の刑等）を定めている規定について、成年被後見人等に係る欠格条項の削除に伴い、地方公務員法第16条の条項番号を変更します。 |

3 施行期日

令和元年12月14日

会計年度任用職員制度の創設等に伴う条例改正について

| 項 | 条 例 題 名 | 条 例 概 要 | 改 正 の 趣 旨 |
|----|-----------------------------------|--|--|
| 1 | 港区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 | 職員の任免及び職員数の状況等の公表に関し必要な事項を定めるもの | パートタイム会計年度任用職員は、公表対象から除く旨の改正 |
| 2 | 公益的法人等への港区職員の派遣等に関する条例 | 公益的法人等（社会福祉法人港区社会福祉協議会等）への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるもの | 地方公務員法改正による条件付採用に係る規定の条項ずれに伴う改正 |
| 3 | 外国の地方公共団体の機関等に派遣される港区職員の処遇等に関する条例 | 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し必要な事項を定めるもの | 地方公務員法改正による条件付採用に係る規定の条項ずれに伴う改正 |
| 4 | 港区職員の分限に関する条例 | 職員の休職、降給、降任、免職の基準等に関する事項を定めるもの | 会計年度任用職員の休職期間は、任命権者が定める任期の範囲内とする旨の改正 |
| 5 | 港区職員の懲戒に関する条例 | 職員の懲戒の手續及び効果等に関する事項を定めるもの | 会計年度任用職員の懲戒処分における減給の効果については、給料又は報酬の5分の1以下を減ずるものとする旨の改正 |
| 6 | 港区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例 | 職務に専念する義務の特例に関する事項を定めるもの | 会計年度任用職員の職務に専念する義務の免除については、任命権者が別に定める旨の改正 |
| 7 | 港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 | 職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるもの | 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等については、区規則及び港区教育委員会規則に定める旨等の改正 |
| 8 | 港区職員の配偶者同行休業に関する条例 | 職員の配偶者同行休業※に関し必要な事項を定めるもの | 地方公務員法改正による条件付採用に係る規定の条項ずれに伴う改正 |
| 9 | 港区職員の育児休業等に関する条例 | 職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるもの | 会計年度任用職員の部分休業の取得要件等を定める旨の改正 |
| 10 | 港区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例 | 非常勤職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めるもの | 会計年度任用職員を当該条例の適用除外とする旨の改正 |
| 11 | 港区職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例 | 職員が給与を受けながら、職員団体のための業務を行い、又は活動することができる事項を定めるもの | 会計年度任用職員等が年次有給休暇を取得する場合等については、給与を受けながら職員団体のための活動を行うことができるものとする旨の改正 |
| 12 | 港区職員の給与に関する条例 | 職員の給与に関する事項を定めるもの | 会計年度任用職員の給与に関する事項については、別に条例で定める旨等の改正 |
| 13 | 港区職員の退職手当に関する条例 | 職員の退職手当について必要な事項を定めるもの | フルタイム会計年度任用職員の退職手当の支給要件等について定める旨等の改正 |

※ 配偶者同行休業とは、職員の配偶者等が外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在する場合に、3年を超えない範囲内で当該職員が生活を共にするための休業をいいます。